

第 97号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成19年 8月 6日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市発達障害者支援センターりんくす名古屋（以下「支援センター」という。）で定義している高機能自閉症スペクトラムを説明している文書（医学診断かどうかはわかるもの）の公開請求を行った。
- 2 同月20日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月27日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
文書は存在する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 支援センターは、発達障害者に関する相談支援、研修啓発、他機関連携を行う施設であり、診察及び診断を行う医療機関ではない。また、支援センターにおいて「高機能自閉症スペクトラム」の定義付けや定義に関する説明についても行っていない。

2 「自閉症スペクトラム」については、自閉症の特性が強い場合から弱い場合まで連続していること（スペクトラム）を説明する概念として、市販の書籍及び雑誌に記載されている例がある。一方、厚生労働省報告例において「高機能自閉症、アスペルガー症候群、高機能広範性発達障害」という表記がある。定義は明確にされていないが、「高機能」については知的障害を伴わないものとされている。これに従って、支援センターでは、相談者からの相談において医師の診断で、「高機能」あるいは「知的障害を伴わない」という表現がある場合は「高機能」に分類、記録している。

このため、「高機能自閉症スペクトラム」について、支援センターにおいて、独自に定義、説明する文書は作成していない。

3 以上から、当該請求に係る行政文書は存在しないものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 支援センターは、発達障害者の相談及び支援を行う機関であって、診察及び診断を行う医療機関ではないことから、支援センターにおいて、医師による診断は行われていない。相談の記録においては、相談者が受診した医師の診断を基に分類、記録しているものである。

また、市販の書籍及び雑誌において、「自閉症スペクトラム」等の概念が説明されている。

これらのことから、「高機能自閉症スペクトラム」等の概念を、支援センターにおいて独自に定義する必要はないと認められる。

(2) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年 9月10日	諮問書の受理
9月19日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知

10月25日	実施機関の弁明意見書を受理
11月 8日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するよう再度通知
平成22年 1月12日 (第109回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
5月11日 (第113回審査会)	調査審議
8月10日 (第116回審査会)	調査審議
9月17日	答申